

労働基準広報 2016 No.1891

6/11

CONTENTS

特集 営業秘密の保護強化に関する不正競争防止法の改正——6

自社が不正を行っていないことを積極的に証明できるようにすべき

昨年7月3日に成立し主要部分が今年1月1日から施行されている「不正競争防止法の一部を改正する法律」では、営業秘密の保護強化を図るため、主に①刑事上・民事上の営業秘密の保護範囲の拡大、②罰則の強化等による抑止力の向上、③民事救済の実効性の向上——に関する改正が行われた。今回の改正は、多くの企業に影響を与えるものといえる。自社が他社の営業秘密を侵害したと疑われるような場合には、「不正を行っていないことを積極的に証明できるようにしておくこと」が必要となる。

(弁護士・弁理士 野中武 (野中法律事務所))

●特別企画/「ストレスチェック」実施促進のための助成金——17

助成金の支給要件が緩和され 1事業場から支給申請が可能に

(厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室)

●労働判例解説/シャノアール事件——26

更新実態等から労働契約法19条 1号・2号ともに該当性を否定

(平成27年7月31日・東京地裁判決)

(弁護士・新弘江 [あだん法律事務所])

●労務資料/平成27年能力開発基本調査結果④——44

自己啓発を行った者の割合やや減少

～個人調査～

(厚生労働省調べ)

●NEWS——1

(厚労省・当面のメンタルヘルス対策推進で通達)医療・福祉、運輸業などの団体を重点指導/(27年・労働災害同行調査結果)度数率、強度率ともに前年よりやや低下する/(熊本地震に伴う雇調金の特例)助成率が中小企業5分の4、大企業は3分の2に/ほか

●行政案内/平成28年度 全国安全週間実施要綱——38

<今年度のスローガン>

見えますか? あなたのまわりの 見えない危険
みんなで見つける 安全管理

●連載 労働スクランブル[®] (労働評論家・飯田康夫) — 42 ●わたしの監督雑感 京都・丹後労働基準監督署長 堀記子 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

募集・採用 [選考段階で就業規則の開示請求] 応じるべきか — 48 弁護士・加島幸夫
 労災保険法 [営業方針で口論し同僚の暴行で負傷] 日頃から不仲だったが労災か — 50 特定社労士・大槻智之
 安全衛生 [ストレスチェックに関し検討始める] 衛生委員会での審議事項は — 52 弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内